第24回期 第20回浅川町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年2月17日(木) 午後1時25分から午後2時10分
- 2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室
- 3 出席委員(委員8人・推進委員10人)

会 長	10番	江田 久男		
会長職務代理者	9番	八旗 正紀		
委員	1番	小針 充則		
同	2番	酒井 秀忠		
同	3番	鈴木 政吉		
同	5番	佐川 健二		
同	7番	薄井 良男		
同	8番	鈴木 勝志		
推進委員	(浅川·滝輪)	石塚 隆晴		
同	(里白石・福貴作)	小宅 善一		
同	(同)	我妻 秀雄		
同	(簑 輪 · 袖 山)	小針 弘之		
同	(大草)	佐川 光一		
同	(東大畑・畑田)	白川 清一		
同	(小貫・太田輪)	近藤 近		
同	(山白石)	生田目重好		
同	(同)	鈴木 輝雄		
同	(染)	岡部 多重		

4 欠席委員(委員2人・推進委員1人)

委員4番 関根 辰三同6番 小室 勝弘推 進 委 員(中 根 松)市川 喜一

- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の計画に対する決定について 20件 議案第38号 令和4年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について
- 6 農業委員会事務局職員

 事務局長
 坂本
 克幸

 主
 事
 小松
 将広

7 会議の概要

事務局長

一同ご起立願います。礼、着席願います。

それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。

会 長

只今から第20回浅川町農業委員会総会を開会いたします。

立春も過ぎ、寒さも和らいでくるかと思うところでありますが、今月中は厳しい寒さもあると予報されております。農作業も種まき、下準備と忙しくなってきております。委員の皆様におかれましては、健康には気を付けていただきたいと思います。町内におけるコロナ禍も、大勢の感染者が報道されており、学校関係ではクラスターの発生かと思われる状況です。10歳未満の子供が多く感染していると県の発表がされており、学校関係も休校という状況下にあります。収束が分からない現状でありますので、委員の皆様におかれましては、十分に気を付けて活動していただきたいと思います。

本日の提出議案は2件ですが、審議件数が20件と多くあり、この時期、コロナ禍の感染対策もありますので、皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、あいさつといたします。

会 長

本日の出席委員は10名中8名です。4番、関根辰三委員、6番、小室勝弘委員から欠席の旨の通告がありましたので、報告いたします。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第20回浅川町農業委員会総会は成立しました。

なお、推進委員の出席は11名中9名です。

会 長

議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 会長指名することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議なしと認め、8番、鈴木勝志委員、9番、八旗正紀委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松 主事を指名いたします。

それでは、議事日程第3、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規程による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。

事務局より議案の朗読及び説明を求めます。

事務局長

【議案朗読】

事務局より説明いたします。

被設定人の*****さんは認定農業者であり、人・農地プランでも太田輪地区の担い手として名前があげられております。設定人は太田輪地内に田んぼを所有する****さんです。***さんは現在、10haを超える水稲を経営して

おり、農業経営改善計画及び人・農地プランにおいて、経営規模のさらなる拡大 を目標としています。また、農業委員会活動である、農地等の利用の最適化の推 進に向けた、担い手への集積・集約化となる利用権設定と考えられます。

以上のことを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、

- 1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。
- 2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の 事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常 時従事すると認められること。
- 3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。

のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。

会 長

この集積計画に対して、小貫・太田輪地区推進委員の近藤近委員の意見を求めます。

近藤委員

はい。小貫・太田輪地区推進委員の近藤近でございます。

只今、事務局から説明がありました通り、今回集積計画は問題ないと考えます。 以上です。

会 長

事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに 賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条①については許可決定いたしました。

次に、同じく議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条②について上程 いたします。

事務局より議案の朗読及び説明を求めます。

事務局長

【議案朗読】

事務局より説明いたします。

被設定人の****さんは認定農業者であり、人・農地プランでも里白石地区の担い手として名前があげられております。設定人は里白石地内に田んぼを所有する****さんです。今回利用権を設定しようとする田んぼは、夫婦で耕作を

行っていましたが、昨年、**さんの旦那さんが亡くなり、**さん一人では耕作が困難なため、**さんに耕作をしてもらっている農地になります。

さんは引き続きさんに田んぼの耕作をお願いしたいとのことで、今回 の利用権設定に至りました。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。

会 長

この集積計画に対して、里白石・福貴作地区推進委員の小宅善一委員の意見を求めます。

小宅委員

はい。里白石・福貴作地区推進委員の小宅善一です。

只今、事務局から説明がありました通り、今回集積計画は問題ないと考えます。 以上です。

会 長

事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、決定することに 賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条②については許可決定いたしました。

次に、同じく議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条③について上程 いたします。

事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長【議案朗読】

会 長

議案の審議に入る前に、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条③については、我妻秀雄委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議から終了まで退席していただきます

(我妻秀雄委員退室)

会 長

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

事務局より説明いたします。

被設定人の我妻秀雄さんは、皆様ご存じのとおり里白石・福貴作地区の推進委員で、また認定農業者でもあり、人・農地プランにおいても福貴作地区の担い手として名前があげられております。設定人は福貴作地内に田んぼを所有する***さんです。我妻さんは現在、3haを超える水稲を経営しており、農業経営改善計画及び人・農地プランにおいて、経営規模のさらなる拡大を目標としています。また、農地等の利用の最適化の推進に向けた、担い手への集積・集約化となる利用権設定と考えられます。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。

会 長

この集積計画に対して里白石・福貴作地区推進委員、小宅善一委員の意見を求めます。

小宅委員

事務局から説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。

会 長

事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条③について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条③について、決定することに 賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規程による農用地利用集積計画③については許可決定いたしました。

議事が終了しましたので、我妻秀雄委員に対する議事参与制限を解除します。

(我妻秀雄委員着席)

会 長

我妻秀雄委員に報告します。議案37号、農業経営基盤強化促進法第18条 ③は原案のとおり決定されました。

次に、同じく議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条④について上程 いたします。

事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長

【議案朗読】

会 長

議案の審議に入る前に、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条④については、鈴木政吉委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議から終了まで退席していただきます

(鈴木政吉委員退室)

会 長

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

事務局より説明いたします。

被設定人の鈴木政吉さんは、皆様ご存じのとおり里白石・福貴作地区の農業委員で、また認定農業者でもあり、人・農地プランにおいても福貴作地区の担い手として名前があげられております。設定人は福貴作地内に田んぼを所有する****
*さんです。今回の利用権設定がなされる農地については、以前から鈴木さんが耕作されている農地であり、農地等の利用の最適化の推進に向けた、担い手への集積・集約化となる利用権設定と考えられます。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。

会 長

この集積計画に対して里白石・福貴作地区推進委員、我妻秀雄委員の意見を求めます。

我妻委員

事務局から説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。

会 長

事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条④について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条④について、決定することに 賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規程による農用地利用集積計画④については許可決定いたしました。

議事が終了しましたので、鈴木政吉委員に対する議事参与制限を解除します。

(鈴木政吉委員着席)

会 長

鈴木政吉委員に報告します。議案37号、農業経営基盤強化促進法第18条 ④は原案のとおり決定されました。

次に、同じく議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条の議案に移りますが、その前に議案第37号の⑤から②はそれぞれ関連がありますので、一括して審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議なしと認め、議案第37号の⑤から②は一括審議とします。

それでは、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条⑤から⑩について 上程いたします。

事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長

【議案朗読】

会 長

議案の審議に入る前に、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条個については、我妻秀雄委員が設定人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議から終了まで退席していただきます

(我妻秀雄委員退室)

会 長

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

事務局より説明いたします。

被設定人の*****さんは、昨年12月の総会において、農業経営改善計画の認定について審議し、認定農業者となった方であり、人・農地プランにおいても福貴作地区の担い手として名前があげられております。***さんは、農業経営改善計画にて、専業農家として水稲及び飼料作物を中心に規模を拡大して経営する計画を立てております。また、農地等の利用の最適化の推進に向けた、担い手への集積・集約化となる利用権設定と考えられます。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。

会 長

この集積計画に対して里白石・福貴作地区推進委員、小宅善一委員の意見を求めます。

小宅委員

事務局から説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。

会 長

事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条⑤から⑳について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。

議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条⑤から⑩について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規程による農用地利用集積計画⑤から②については許可決定いたしました。

議事が終了しましたので、我妻秀雄委員に対する議事参与制限を解除します。

(我妻秀雄委員着席)

会 長

我妻秀雄委員に報告します。議案37号、農業経営基盤強化促進法第18条 ⑤から20は原案のとおり決定されました。

次に、議案第38号、令和4年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決 定について、上程いたします。

事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。

事務局長

【議案朗読】

会 長

農業委員会では、農地法第52条において農地の賃貸借の賃借料に関する情報を収集、整理、分析し、情報を提供することとされていることから、毎年2月の総会において農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料について決定し、農事組合長をとおして資料を配布しておりました。本日は令和4年度の参考資料を決定するため議案として提出したところでございます。

参考としまして、令和3年度の浅川町における農作業労働賃金・農地賃借料参 考資料や実際の貸し借り料金及び近隣町村との比較表を議案書に添付し送付さ せていただいております。

中身の説明ですが、比較表は石川管内の町村および浅川町に隣接する昨年度の 数値となります

実際の賃借料情報や比較表から他町村との差が大きい部分についてなど、農業 委員、推進委員の皆様で4年度の参考資料の内容についてご検討いただき、決定 していただきますようお願いいたします。

会 長

それでは時間もかかりますので暫時休議をして、これを検討していただき、 後ほど採決したいと思います。

(休議 1時50分)

(再開 2時00分)

会 長

それでは再開いたします。

議案第38号について、事務局より金額を報告します。

事務局長

令和4年度農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料としての金額をと申し上 げます。

まず、1農作業労働賃金について、(1) 臨時雇作業、一般作業7,000円、田植7,000円、稲刈7,000円、除草7,000円、オペレータ料金8,000円。(2)請負作業、新たに設定するマニアスプレッダーが堆肥込み10a当たりで5,000円、ロータリー耕6,500円、すき耕7,000円、代かき7,000円、育苗出芽500円、育苗硬化825円、機械田植6,000円、バインダー稲刈6,500円、ハーベスター7,500円、コンバイン28,500円、乾燥・調整1,200円、籾すり650円で乾燥・調整及び籾すりが玄米60kgでくず米含む、機械あぜぬり50円。

次に、2農地賃借料について、田の上田8,000円、中田6,000円。 畑の資料畑4,000円、普通畑は定めない。以上です。

会 長

議案第38号について、ただいま事務局より報告があった金額のとおり決定 することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第38号、令和4年度農作業労働賃金・農地賃借料 参考資料について決定といたします。

次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。

会 長

なければ事務局より連絡事項をお願いします。

事務局長

次回総会3月17日(木)午後1時30分予定。

2点目、活動記録簿12月分を総会終了後に事務局まで提出をお願いしま す。以上です。

会 長

それでは、以上を持ちまして第20回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委	員会会議規則第	18条第2項	の規定により	署名押印する。		
浅川町農業委	員会 <u>会</u>	長			F	
司	議事録署名	名委員			(fi)	
同	議事録署	名委員			(EII)	